

気候変動や複合災害に対応した流域治水による  
国土強靭化の実現に関する  
提言書

～実施中期計画の強力な推進による新たなステージへ～



令和 7 年 10 月

命と生活を守る新国土づくり研究会

## 気候変動や複合災害に対応した流域治水による 国土強靭化の実現に関する提言書

今年も豪雨災害が全国で発生しており、気候変動に伴う豪雨災害の激甚化・頻発化は目に見える形で進んでいると言える。一方、今年は東北地方を中心に全国的に渇水が深刻化している。また、昨年、能登半島では地震の8ヶ月後に豪雨が発生し、再び大規模な被害が発生するなど、気候変動の影響による複合災害のリスクが増大している。更に甚大な被害が想定される南海トラフ地震等の巨大地震や津波の発生確率が高まっていることから、国土強靭化の早期実現が求められている。

こうした気候変動が進む中、令和7年8月6日からの大雨では、日本付近に停滞した前線や線状降水帯の発生により、北日本から西日本の広い範囲で大雨となり、富山県、島根県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県等の10県において、58水系78河川での浸水被害、183件の土砂災害等が発生し、死者8名、住家被害(全壊)4棟となるなど、甚大な被害が発生した。

8月21日には、台風第12号が鹿児島県日置市付近に上陸し、九州南部を横断した。九州南部では、22日にかけて大雨となり、5水系7河川での浸水被害が発生し、死者1名、250棟を超える住宅損壊や浸水被害など、甚大な被害が発生した。

加えて、今後30年以内に発生する地震の確率が、南海トラフ地震は令和7年9月に60%～90%程度以上などに見直されたほか、首都直下型地震は令和7年1月に70%程度と予測されているなど、一度発生すれば、極めて甚大な被害が想定される地震や津波が極めて切迫している。

また、インフラの老朽化への対応も喫緊の課題である。令和7年1月の埼玉県八潮市における下水道管路に起因すると考えられる大規模な道路陥没事故では、約120万人の住民が下水道の使用自粛を求められるなど甚大な影響が生じた。

下水道施設に限らずインフラ全般について、今後20年で建設後50年以上経過する割合が加速度的に高くなることが示されるなど、インフラの適切な維持管理や予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けて老朽化対策が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、平成30年度に「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」、令和2年度に「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、防災・減災対策を加速させてきた。更に、次期対策として令和7年6月に法的位置付けのある「第1次国土強靭化実施中期計画」が閣議決定され、切れ目なく国土強靭化施策を推進し、「災害外力・耐力」、「社会状況」、「事業実施環境」

の3つの変化への対応を行うこととしている。

特に流域全体で総合的かつ多層的に行う流域治水は、気候変動の影響による降雨量の増大等を踏まえたハード整備の加速化・充実に加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組み、早期に治水安全度向上を図る必要がある。

このほか、令和6年8月には水循環基本計画が変更され、治水に加え、利水・環境も流域全体であらゆる関係者が協働して取り組むとともに、流域治水、水利用、流域環境の一体的な取組を進めることで、「水災害による被害の最小化」、「水の恵みの最大化」、「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる『流域総合水管理』が位置づけられた。

また、令和7年6月の「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策検討会」の提言では、複合災害は単発の災害と比べ小さな外力により被害が拡大することから、複合災害に備えるための応急対応の強化及び土砂、流木への備えの強化等の事前準備が必要とされている。

これらの気候変動による水災害の激甚化・頻発化、切迫する巨大地震、複合災害等に対応するため、「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、新たなステージに向け、国土強靭化の取組を強力に推進する必要がある。

については、「命と生活を守る新国土づくり研究会」の総意に基づき、次の事項について強く要望する。

#### (1) 第1次国土強靭化実施中期計画の着実な推進、予算確保)

第1次国土強靭化実施中期計画を着実に推進するため、人件費・資機材価格の高騰や、人口減少・少子高齢化を背景としたコスト増大に対応し、必要な対策が推進できるよう十分な予算を確保すること。

また、計画の初年度となる令和8年度は、経済情勢等を踏まえて令和7年度補正予算として速やかに措置するなど、円滑な事業執行が図られるよう弹力的な措置を講ずること。加えて、令和8年度当初予算についても十分な予算を確保すること。

#### (2) 気候変動を踏まえた「流域治水」の予算確保)

気候変動による水災害リスクの増大を踏まえ、上流・下流や本川・支川のバランスを確保しつつ、流域全体の治水安全度の向上を目指し、流域全体で実施すべき対策を示す「流域治水プロジェクト」を国・都道府県・市町村等の連携により迅速かつ強力に進めるために、必要な予算を確保し、ハード・ソフト一体となつた事前防災の取組を推進すること。

#### (3) 流域総合水管理の推進への財政的・技術的支援)

流域総合水管理の具体的な取組にあたっては、関係者間の利益が相反する面もあることから、全体最適につながるよう協議・調整・合意形成を行う仕組みの構築を図るとともに財政的・技術的な支援を行うこと。

#### (4) 気候変動に伴う渇水リスクへの対応)

気候変動に伴う渇水リスクへ対応するため、気候変動が渇水リスクに及ぼす影響について研究・検討を推進するとともに、水利権やダムの容量（ダム使用権等）の需給のミスマッチを解消・調整するための場を設置するなどして限られた水資源を有効に活用できるように推進すること。

(5) 個別補助事業の予算確保)

短期間に多額の事業費を要する事業について、計画的かつ着実に進められるよう、令和元年度創設の大規模特定河川事業、大規模特定砂防等事業、事業間連携砂防等事業、令和3年度創設の特定都市河川浸水被害対策推進事業、まちづくり連携砂防等事業、令和4年度創設の河川メンテナンス事業、砂防メンテナンス事業等の個別補助事業の予算を十分に確保すること。

また、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

(6) インフラメンテナンスの予算確保、補助・交付要件の緩和や国費率のかさ上げ)

都道府県が管理する、河川管理施設、ダム管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設及び上下水道施設を適切に維持管理・更新するためには、国と地方が一体となり、予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けて老朽化対策を加速させる必要がある。このため、点検により明らかになった要修繕箇所の早期対策に加え、予防保全の観点による対策に必要な予算を継続的・安定的に確保すること。また、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げなど、地方への十分な財源措置を講ずること。

(7) 緊防・緊自債等の期限の延長、浚渫債の拡充、起債事業の充実・強化)

地方が河川管理施設の長寿命化やきめ細かな治水対策を円滑に進めるため、令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業」や「緊急自然災害防止対策事業」及び「防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債」については、期限を延長し、対象を拡充すること。

併せて、インフラの老朽化が進行する中、令和8年度に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業」の延長を行うこと。

「緊急浚渫推進事業」については、土砂の堆積による機能低下が懸念される海岸保全施設を対象に追加すること。

また、国土強靭化に資する起債事業については、交付税措置率の引上げなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

(8) 「流域治水」における施策の定量的な評価手法の構築)

あらゆる関係者が様々な治水対策に取り組むにあたり、効果的・効率的な施策を検討できるよう、その施策の効果の定量的な評価手法の構築等を進めること。

(9) 自分事化の推進)

地域の安全性の向上や、地域経済の維持・活性化につなげるため、個人や企業・団体が流域治水を自分事化し、流域治水につながる活動が広く展開される必要がある。引き続き、補助金・税制優遇等の財政支援、手引き・ガイドラインの提供等の技術的支援、関係者が連携しやすい仕組みづくりを推進すること。

(10) 特定都市河川の推進)

特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定を全国へ拡大し、「流域治水」の取組を強力に推進するため、以下の総合的かつ多層的な対策に必要な制度等について支援・充実を図ること。

(10 -1) 流域水害対策計画作成への財政的・技術的支援)

流域水害対策計画の作成に係る財政的・技術的支援を継続的に行うこと。

(10 -2) 雨水貯留浸透施設整備への財政的支援)

河川整備等のハード対策に加え、雨水貯留浸透施設の整備等に対する財政的支援を充実させること。

(10 -3) 下水道区域以外の雨水排水施設整備・維持管理への財政的支援)

特定都市河川流域における下水道区域以外の雨水排水施設（排水路、ポンプ等）の整備・維持管理に対する財政的支援を行うこと。

(10 -4) 家屋等のかさ上げ・移転制度の拡充と財政的支援)

浸水リスクに晒されている地域において、地域の生活を維持しながら早期かつ効率的に家屋等の浸水被害を防止・軽減するため、家屋等のかさ上げ・移転や浸水対策などについて、小規模なものも対象となるよう制度の拡充や財政的支援を行うこと。

(10-5 雨水貯留浸透施設等の整備を促進するための制度改善)

貯留機能保全区域の指定や民間の雨水貯留浸透施設整備を促進するため、農作物等への影響が生じた際の補償制度の創設を図るなど、住民の協力・理解が得られやすい制度に改善を図ること。

(10-6 雨水浸透阻害行為事務マニュアルの作成)

雨水浸透阻害行為の許可事務等に係る実践的な事務マニュアルを作成するなど積極的な技術的支援を行うこと。

(10-7 自治体連携制度の創設)

田んぼダム等の貯留機能を保全する取組に対して流域（特に下流域）の自治体が支援を行うなどの、特定都市河川流域内の自治体連携に関する制度を創設すること。

(10-8 制度拡充前の取組に対する支援)

雨水貯留浸透施設の整備に積極的に取り組んでいる都道府県における特定都市河川の指定に向け、これまでの取組と整合が図られるよう支援すること。

(11 内水被害等軽減対策計画の策定に係る財政的・技術的支援)

令和6年度に、内水被害等を軽減する対策を加速化するため、ハード・ソフトの事業をパッケージ化した「内水被害等軽減対策計画」に係る制度が創設された。今後、策定される計画に対し、財政的・技術的な支援を行うこと。

(12 内水被害軽減のための治水対策の推進)

内水被害軽減のためには、本川水位を低下させることが重要であることから、特に、一級水系においては、直轄管理区間における河川整備や浚渫等の治水対策を推進すること。

(13 コンパクトなまちづくり施策の推進)

気候変動の影響による降雨量の増加や、超少子高齢化社会への突入を踏まえ、水災害リスクを可能な限り避けたコンパクトなまちづくりの取組に必要な施策を推進すること。

また、効果的に施策が進められるようまちづくりの実務を担う市町村に対し、積極的に施策の活用を促すこと。

(14 小規模移転に対応した移転制度の拡充)

近年の激甚化・頻発化する災害を踏まえ、災害のおそれのある区域からの移転制度について、既存の制度では対象外となる小規模の移転についても対象となるよう制度を拡充すること。

(15 ソフト施策への支援等)

平常時における水災害リスクの認知・意識醸成を促進するための、洪水、内水、高潮、津波による浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の指定、ハザードマップの作成などに対して、財政面も含めて引き続き支援すること。

住民に防災情報を提供するためのシステム等が増加する中、維持管理に必要な費用について起債が活用可能となるよう、制度の改善を図ること。

土砂災害警戒区域等については、新たな「土砂災害が発生するおそれがある箇所」の基礎調査を着実に実施するため、必要な予算を確保するとともに、国費率のかさ上げや起債充当を認めるとともに、令和元年度で廃止された総務省による普通交付税の補正を復活させるなど、地方負担の軽減をはかること。

高潮においては、沿岸に打ち寄せる波（波のうちあげ高）も考慮した高潮予報体制の構築に向けた支援すること。

(16 洪水予報発表に関する事務の迅速化・効率化への支援)

令和5年5月の気象業務法及び水防法の改正を踏まえた都道府県管理河川の洪水予報河川拡大に向け、洪水予報発表に関する事務の迅速化・効率化の支援を行うこと。

(17 ワンコイン浸水センサ等の開発)

浸水情報の収集に資するワンコイン浸水センサを用いた流域の浸水情報を容易に収集する仕組みを早期に構築すること。

(18) 内水被害防止対策への支援、排水ポンプの技術革新)

内水被害の軽減や未然防止のため、内水対策の計画的な推進のための支援を強化するとともに、排水ポンプ車の増設や配備計画の見直しなど危機管理体制を充実させること。

また、引き続き、排水ポンプのコスト低減や維持管理・運用の省力化に向けた技術革新を推進すること。

(19) ダム再生事業の推進、事前放流のための施設整備・支援、ダム運用の高度化)

既設ダムを最大限活用するため、ダムのかさ上げや放流能力の増強等による施設改良及び、効果的・効率的な堆砂対策のためのダム再生事業を推進するとともに、事前放流を確実に実施するための放流施設の整備・改良やその後の施設の維持管理に対し支援すること。また、ダムの流入量予測等の向上やそれを活用したダム運用の高度化を図ること。

(20) 維持管理の高度化・効率化への財政的・技術的支援、DXの推進)

河川管理施設や砂防関係施設等の維持管理において、ドローン等を活用した巡視・点検・測量等の状態把握に向けた高度化・効率化などの取組に対し、財政的・技術的な支援を行うこと。

また、点検レベルを維持・向上しつつ省力化を図り、持続可能なインフラメンテナンスを実現するため、インフラ分野におけるDXを推進すること。

(21) 災害復旧の補助制度拡充、改良復旧事業の適用範囲の拡大)

再度災害防止対策を迅速に進められるよう、災害復旧全体の迅速化や、災害復旧に係る測量・設計等に要する費用補助制度の拡充を図ること。

また、全国各地で激甚化・頻発化する自然災害に対応できるよう改良復旧事業の適用範囲の拡大などにより再度災害防止に資する災害復旧を推進すること。

(22 TEC-FORCE の実績を踏まえた地方整備局等の人員や体制の充実・強化)

大規模洪水や南海トラフ巨大地震等からの早期復旧、被害拡大防止を図るためには、専門的知見や経験を有する TEC-FORCE による二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被害状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急対策など、被災自治体に対する支援が不可欠である。

令和 6 年能登半島地震においては、TEC-FORCE が過去最大規模で派遣され被災地の復旧・復興に大きく貢献した。発生が切迫している南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の大規模地震発生時に、その専門技術力や調整能力を活かした応急対応や復旧・復興まちづくりも含む幅広い活動を機動的に実施できるよう、地方整備局等・研究機関において必要な人員や体制及び資機材を引き続き充実・強化すること。さらに、応援都道府県等と TEC-FORCE との公共土木施設の応急対策に関する連携を強化し、被災地の早期復旧・復興のための災害対応力を格段に引き上げること。

(23 東日本大震災津波からの復興事業への継続支援)

東日本大震災津波の発災から 14 年が経過し、被災地では水門等の海岸保全施設の復興事業が着実に進んでおり、これらの事業が完了するまでの間、引き続き支援を継続すること。

令和7年10月28日

命と生活を守る新国土づくり研究会

会長	兵庫県知事	齋藤 元彦
副会長	岐阜県知事	江崎 祯英
副会長	長崎県知事	大石 賢吾
	岩手県知事	達増 拓也
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	富山県知事	新田 八朗
	福井県知事	杉本 達治
	島根県知事	丸山 達也
	広島県知事	湯崎 英彦
	徳島県知事	後藤田 正純
	福岡県知事	服部 誠太郎
	鹿児島県知事	塩田 康一